

平成31年2月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オン・ロケーション (法人番号：4030001022706) 代表者 中村光成
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県戸田市笹目南町12-18 (板橋営業所) 東京都板橋区前野町3-46-1-106
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	平成30年5月29日及び平成30年6月4日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任義務違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社小田通商（法人番号：6011702002533） 代表者 小田岩夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都江戸川区南小岩4-2-7 （本社営業所） 東京都江戸川区南小岩4-2-7
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年11月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	南多摩運送株式会社 (法人番号: 4010101003822) 代表者 岸本孝行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市八日町9-12 (営業所) 神奈川県相模原市南区古淵3-18-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年12月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)